入札公告

次のとおり一般競争入札(郵送入札方式)に付します。

令和 7年11月28日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 入札に付する事項

(1) 件名

熱田区役所における自動販売機設置に係る名古屋市有地及び建物の一時 貸付

(2) 物件の表示 別表のとおり

(3) 用途の指定

入札案内書の定めるところにより、自動販売機(清涼飲料水)の設置の ために使用しなければならない。

(4) 貸付期間

令和 8年 4月 1日から令和 9年 3月31日まで

(5) 更新期間の限度

令和 9年 4月 1日から 4年を限度に、 1年を単位として更新できるものとする。

2 競争入札参加資格

入札に参加できる者は、個人又は法人とする。ただし、次の各号のいずれ かに掲げる者を除く。

- (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第 238条の 3に規定する者
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 167条の 4第 1項に規定する者
- (3) 地方自治法施行令第 167条の 4第 2項各号のいずれかに該当する事実が

あった後3年(自動販売機設置に伴う名古屋市市有地及び建物の一部貸付入札に参加し、落札決定後に正当な理由がなく契約を締結しなかった者については3か月)を経過しない者(当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱(平成15年3月5日付け15財用第5号)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)を受けている者を除く。)

- (4) 会社更生法(平成14年法律第 154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第 225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始又は再生手続開始の決定後、新たに名古屋市競争入札参加資格審査申請を行い、認定を受けた者を除く。)
- (5) 本公告の日から落札決定の日までの間に指名停止の期間がある者
- (6) 本公告の日から落札決定の日までの間に「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」(平成20年 1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結)及び「名古屋市が行う公有財産の売払い及び貸付の契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」(平成20年 2月15日付け19財管第 253号)に基づく排除措置を受けている者
- (7) 本公告の日から過去 3年以内に、自らが管理及び運営する清涼飲料水の自動販売機を設置した実績を有しない者
- 3 契約条項を示す場所、入札案内書の配布期間等 契約条項は、入札案内書において示すものとし、入札案内書は、次の各号 に掲げる期間及び方法により配布するものとする。
 - (1) 配布期間 この公告の日から令和 7年12月19日(金)まで
 - (2) 入手方法

名古屋市公式ウェブサイトからのダウンロード https://www.city.nagoya.jp/shisei/koubai/1030334/1035043/index.html

- 4 入札参加申込方法、受付期間及び送付先
 - (1) 申込方法

持参又は郵送(書留又は簡易書留)による。

(2) 受付期間

この公告の日から令和7年12月19日(金)午後5時まで

(3) 提出先

〒456-8501 名古屋市熱田区神宮三丁目 1番15号 名古屋市熱田区役所区政部企画経理課

- (4) 提出書類
 - ア 入札参加申込書
 - イ 個人の場合 住民票の写し 1通 法人の場合 現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書 1通 いずれも発行後 3か月以内のものとし、連名で申し込む場合は連名者 全員のものとする。
 - ウ 法人役員に関する調書(ただし、法人の場合のみとする。)
 - エ 本公告の日から過去 3年以内に、自らが管理及び運営する清涼飲料水の自動販売機を設置した実績を証明するもの(官公庁に設置した場合は 行政財産使用許可書又は契約書等の写し、民間施設の場合は契約書等の 写し)
- 5 入札書の郵送方法、入札期間及び送付先
 - (1) 郵送方法 書留又は簡易書留による。
 - (2) 入札期間

入札参加書到着から令和8年2月4日(水)午後5時まで

(3) 送付先

〒456-8501 名古屋市熱田区神宮三丁目 1番15号 名古屋市熱田区役所区政部企画経理課

- 6 開札の日時及び場所
 - (1) 日時

令和 8年 2月 5日 (木) 午前10時00分開始

(2) 場所

名古屋市熱田区神宮三丁目 1番15号 名古屋市熱田区役所 3階 303会議室

7 落札者の決定方法

最低貸付価格(月額)以上で、最高価格をもって有効な入札を行った者を 落札者とする。なお、落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あると きは、くじを引いて落札者を決定するものとする。

8 その他

- (1) 最低貸付価格を総額で定めるか又は単価で定めるかの区分単価(貸付月額)で定める。
- (2) 入札保証金に関する事項

この公告に係る入札に参加しようとする者は、入札に先立ち、指定する 額の入札保証金を、入札までの間に納付しなければならないものとする。

ただし、この公告に係る入札に参加しようとする者が、自ら管理及び運営する自動販売機を設置した実績が分かる書類を提出し、契約を締結しないおそれがないと認められる場合は、入札保証金の納付を免除する。

(3) 契約保証金に関する事項

契約締結と同時に契約保証金として貸付月額(入札金額)の 6か月分を納付しなければならないものとする。

ただし、名古屋市契約規則(昭和39年名古屋市規則第17号)第31条の規 定により契約保証金の納付を免除することがある。

(4) 契約書の作成の要否

要

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格を有しない者のした入札及び入札の条件に違反した入札は無効とする。

(6) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(7) この公告に定めのない事項

契約締結期限及び貸付料の納付方法その他この公告に定めのない事項については、入札案内書に記載するものとする。

別表

物件番号	施設名称	設置場所	設置台数	最低貸付 価格 (月額)	種類
熱田-1	熱田 区役所	敷地北西側 出入口	1台 (新規)	400円	清涼飲料水
熱田-2	熱田 区役所	地下駐車場 エレベーター ホール	1台(再設置)	900円	清涼飲料水